

宮城県監査委員告示 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 2 年 5 月 29 日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 太 田 稔 郎
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

- 1 監査委員の報告日
令和 2 年 2 月 18 日
- 2 通知のあった日
令和 2 年 3 月 27 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 88,758,936円

過年度分 208,496,050円

合 計 297,254,986円

・平成29年度収入未済額

現年度分 82,688,093円

過年度分 228,044,804円

合 計 310,732,897円

ロ 措置の内容

「平成31年度県税事務運営」及び「第 5 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」に基づき「平成31年度大河原県税事務所運営方針」を策定し、年度末収入未済額について、個人県民税については前年度比 4 %以上縮減、その他の税目については前年度比 4 %以上縮減を数値目標とし税収確保に努めている。

<個人県民税の対応>

宮城一斉滞納整理強化月間では、共同催告、共同徴収、特別徴収未実施事業所への共同勧奨等を市町と連携して実施する予定であったが、台風19号の災害対応等の関係から、5 町と共同催告のみの実施となった。地方税法第48条による直接徴収は10件（2,587千円）引き受け、2 月末時点で完納 1 件、納付約束 3 件となっており、3 月末時点の完納と一部納付は計1,542千円となる見込みである。

また、県税還付金や滞納者の財産調査結果の情報提供、滞納整理技法向上のための研修

会の開催等により市町を支援した。

なお、当所職員の市町村併任については当所の方針を示し、賛同する市町に対して個別に働きかけていくこととしている。

<その他の税目の対応>

滞納整理を効果的に行うために、年間計画及び調査の進め方を見直して取り組んできたが、台風19号の影響等により各種調査の実施延期、角田市及び丸森町の滞納整理の中断等、当初の計画どおり進めることが困難となる中で、高額・長期滞納事案（滞納繰越分）の11件については、事案検討会により処理方針を立て滞納整理を行い、2月末時点で完納2件、納付計画履行確認3件のほか、折衝・財産調査等継続6件となっている。

また、訪宅の際には、自動車の有無や外観による生活状況の調査を行い、住民税調査及び各種財産調査等の結果も踏まえて滞納整理方針を検討し、各滞納者の実態に応じた対応を行っているところであり、滞納処分にあたっては、自動車差押、預貯金や生命保険の差押のほか、自動車差押後も滞納が続く者については、タイヤロックを行い完納に結びつけている。

なお、資力のない滞納者については、納税の猶予や滞納処分の執行停止を行い適切な債権管理に努めている。

(2) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 113,344,837円

過年度分 194,359,382円

合 計 307,704,219円

・平成29年度収入未済額

現年度分 149,735,100円

過年度分 206,010,506円

合 計 355,745,606円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減については、平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3カ年計画」及び「平成31年度県税事務運営」に基づき、次のとおり税収確保に努めた。

収入未済額の約66%を占める個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議等を通じて、管内市町との情報共有と収入未済額の縮減に向けて連携強化を図った。

また、県税職員が市町職員としての身分を併せ持つ併任制度や市町職員による相互併任制度を実施し、各市町の実情に応じた協力・支援を行うことで、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、催告や納税指導員の訪宅による納税勧奨を実施するとともに、早期に財産調査を行い、効率的な納税折衝や差押を実施した。

(3) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に

努められたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
現年度分 102,866,209円
過年度分 138,691,045円
合 計 241,557,254円
- ・平成29年度収入未済額
現年度分 90,952,872円
過年度分 141,646,604円
合 計 232,599,476円

ロ 措置の内容

県税収入未済額の縮減に当たっては、「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成31年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針について」に基づき様々な滞納整理に取り組んだ。

個人県民税については、賦課徴収に当たる市町支援として、共同催告、共同訪宅、滞納処分研修会の開催及び県税還付金の差押支援を行った。また、更なる県の支援強化と市町との連携を推進するため、昨年度から市町と協議している県職員の市町徴税吏員への併任及び各市町徴税吏員の相互併任に向けた議論を深化するとともに、来年度から円滑に実現が図られるよう県と市町で共通する大口滞納者の自宅等の共同捜索を行い、市町職員の徴収技術の向上に努めた。

個人県民税以外の一般税目については、滞納件数の多い自動車税を中心に督促状発布直後から自宅訪問を行い、大口の納税者に対しては、納期限前から連絡を取り、納期内納付が難しい場合は生活状況等を聴き取り分納誓約を取るなど早期の催告に取り組んだほか、納税資力が乏しい者には、処分停止等の措置を講じるなど納税者の生活状況に即した対応を行った。また、常習滞納者に対しては、長期に至らない場合でも早期に債権等の差押を行い、納期内納税者との公平性を保つよう努めた。

このほか、自動車税の納期内納付の向上に向けたキャンペーンを実施し、地元FM局を通じて広くお知らせするとともに、自動車保有台数の多い企業を直接訪問して納期内納付を依頼する箇所数を増やすなど対応を強化した。

(4) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
現年度分 103,410,335円
過年度分 161,540,573円
合 計 264,950,908円
- ・平成29年度収入未済額
現年度分 136,412,234円
過年度分 194,911,993円

合 計 331,324,227円

ロ 措置の内容

平成30年度の収入未済額については、平成29年度決算から約6千6百万円の縮減（▲20.0%）が図られたが、更なる縮減を進めるため、平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成31年度県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と税収の確保に努めている。

個人県民税では、東部県税事務所登米地域事務所との共催で、住民税徴収対策会議を開催して管内市町との情報共有及び取組意識の向上を図ったほか、管内市町職員等を対象とする滞納処分研修会を開催し、知識及び実務能力の向上に努めた。また、共同催告や県税還付金の差押支援など市町との協働の取組を積極的に進めた。

個人県民税以外の税目では、機能分担型の徴収体制のもと、債権を中心とした財産調査に重点的に取り組み、催告により自主納付を促進するとともに、差押等の滞納処分を積極的に実施し効率的な滞納整理を進めた。また、各種調査に基づき滞納者の担税力を見極め、換価の猶予や滞納処分停止を適宜行うなど適切な債権管理に努めた。

(5) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 35,783,598円

過年度分 79,215,621円

合 計 114,999,219円

・平成29年度収入未済額

現年度分 51,287,625円

過年度分 95,717,791円

合 計 147,005,416円

ロ 措置の内容

個人県民税については、収入未済額の縮減に向けた登米市との情報・意見交換等による連携強化を図るとともに、宮城一斉滞納整理強化月間では、登米市との連名による共同催告を実施した。さらに、東部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議を開催し、徴収技法の向上を図る滞納処分研修会を実施した。このほか、県税還付金差押支援の実施など登米市に対する支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、分納誓約等の進行管理の徹底、大口滞納者等の事案検討を適時実施し、滞納整理方針を明確にした。滞納整理に当たっては、全滞納者の財産調査を7月及び9月に実施（812件）し、預貯金・給与・生命保険等の債権を主体に差押及び取立を行った。このほか、検索によって差し押さえた動産をインターネット公売に付して換価するなど差押中心の滞納整理に積極的に取り組んだ。資力のない滞納者については、滞納処分の停止を適用するなど適切な債権管理に努めた。

(6) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 34,152,712円
 - 過年度分 98,368,213円
 - 合 計 132,520,925円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 43,609,614円
 - 過年度分 94,101,920円
 - 合 計 137,711,534円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成31年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、共同催告・共同徴収、県税還付金の差押支援、研修会開催による滞納整理技法の向上など市町を積極的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら早期の折衝・催告を行うとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、差押等の滞納処分を実施した。また、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(7) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 8,277,516円
 - 過年度分 68,106,568円
 - 合 計 76,384,084円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 19,935,150円
 - 過年度分 56,044,351円
 - 合 計 75,979,501円

ロ 措置の内容

未収債権の縮減を図るため、所長以下幹部職員が出席する「生活保護業務適正化会議」を毎月開催し、未収債権の納付状況を踏まえた適切な納付指導を徹底するほか、未収債権の新規発生を抑制するため、被保護世帯の収入の適時・適切な把握に必要な訪問調査活動の実施について進行管理を行った。

また、令和元年10月から12月の3か月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、分納約束の不履行を含む滞納案件60件、30,509,583円を対象として、幹部職員を含む「未収債権回収チーム」による組織的な納付指導を行った。具体的には、文書及び電話による納付指

導を行った上、応答がなかった滞納者を対象として、臨戸訪問を32回実施した。

「未収債権回収強化月間」の取組みにより、32件、10,968,644円の納付約束があり、令和2年1月末時点の納付額は1,715,349円となっている。

(8) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

再任用職員に係る健康保険料及び厚生年金保険料について、払出を行っていないもの。

- ・ 件数 4件
- ・ 金額 75,847円

ロ 措置の内容

当該事案については、各人ごとに事情が異なる多数の職員（再任用職員、非常勤職員及び臨時職員）を対象に行う煩雑な事務手続であること、また、手続について知識・情報を必要とする事務であるが、その不足により生じたものである。

処理については、状況を把握の上、処理方法の決定までは至ったが、令和元年度にかけて別の誤処理が生じていることが判明し、総括的に処理すべく、改めて処理方法を検討している状況にある。

現在、同様の不適切な処理を防止するため、会計担当者のみならず、管理職も含め、研修等の受講を促し、知識の習得に努める体制の構築を図ったとともに、これまで以上に慎重な複数の目による確認を行い、再発の防止に努めている。

(9) 気仙沼保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続きがなされていなかったもの。

- ・ 消防法第8条第2項

ロ 措置の内容

平成27年7月2日に防火管理者選任届及び消防計画書の変更届を気仙沼消防署に提出していたが、その後、防火管理者の異動があっても、担当者の知識不足から消防署への届出を行わなかったもの。

防火管理者選任予定の副参事兼次長（総括担当）が、令和2年1月28日及び29日に実施された甲種防火管理者講習会を受講し、令和2年2月7日付けで、気仙沼消防署へ防火管理者選任届及び消防計画書変更届を提出した。

なお、令和2年3月5日には、消防訓練（通報訓練・避難訓練・消火訓練）を実施し、気仙沼消防署に報告済みである。

今後は、防火管理関係の法令等を遵守し、適正な事務処理に努めていく。

(10) 産業技術総合センター

イ 監査委員の報告の内容

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた消防設備点検結果の所轄消防署への報告がなされていなかったもの。

- ・ 消防法第17条の3の3

ロ 措置の内容

消防法令に基づく報告について担当者における引き継ぎが不十分であったため、次回の報告時期が不明瞭となってしまうが、消防設備点検業務関係簿冊とは別に点検結果報告・改善計画・結果報告書に係る単独の簿冊を作成し、次期報告時期を明示して報告漏れの起こらないように管理していく。

(11) 林業技術総合センター

イ 監査委員の報告の内容

手数料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

木材等試験手数料について、平成29年12月20日に調定すべきものを、平成30年8月3日に調定したもの。

- ・ 件数 1件
- ・ 金額 33,000円

ロ 措置の内容

会計事務については、複数の目によるチェック、管理職による業務の進捗状況等の確認・把握を行ってきたが、平成29年度の調定遅延は処理を担当者任せにしていたことが原因であった。

そのため、平成30年度においては、職員に対し適正な事務処理意識及び危機管理意識の一層の徹底を図るとともに、当該手数料に関する処理状況を、出納員を含めた複数の職員間で共有できるようにしており、定期的に進捗状況及び処理漏れの有無の確認を行う等の再発防止策を講じ、現在も継続している。

(12) 多賀城高等学校

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出予算に計上せず、他団体から助成金を受領して物品購入費等に充て、取得した物品の登録がなされていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 2件
- ・ 金額 1,000,000円
- ・ 購入物品 ドローン一式、プロジェクター ほか

ロ 措置の内容

他団体からの助成金については、受領したものを通帳で管理し、物品等の購入に充てていた。助成金の事務処理は、各種規定等を考慮しながら行っていたが、認識不足により、不適切な会計・物品管理があった。

助成金の受入や物品の登録について事務室内で改めて会計事務の手引きや物品管理調達事務マニュアルを再確認した。

今後、他団体からの助成金の事務処理については、主務課に確認しながら適正に行い、再発防止に努めていく。

(13) 多賀城高等学校

イ 監査委員の報告の内容

著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- 1 受給希望者を募ることなく、学校が無断で生徒の名義で奨学金の受給申請を行い、給付金を教育活動経費に充当したもの。
 - ・申請名義数 125人
 - ・給付金額 500,000円
 - ・充当内容 防災研修等参加旅費 ほか

- 2 タブレット端末等利用料金の徴収を学校が一括取りまとめの上、毎月、業者へ支払を行っているものの、料金収受の状況が整理されていないもの。
 - ・利用者数 129人 (H31.1月時点)

ロ 措置の内容

- 1 学校が、教育公務員弘済会の奨学金事業へ申請を行う際に、内容の理解不足もあり、不適切な経緯で申請し、不適切な経費の執行となったもの。

今後、申請を行う際には、事業を熟知するとともに、生徒から奨学金受給の募集を募り受給申請を行うなど、事業に則った事務処理を適正に行い、再発防止に努めていく。
- 2 タブレット端末等利用料金について、教職員分と生徒分を徴収し、管理していたが、具体的に誰が何月分まで納めていたか納入状況が一覧化されたものが無かったもの。今後は納入状況を一覧表化し、料金収受の状況を明らかにするとともに、担当者だけでなく職員間での複数のチェックを行うこととする。